

検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
このたび、「保医発0731第3号」により、下記の検査項目におきまして、検査実施料の算定条件の追加が通知されましたのでご案内致します。
お取り計らいの程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

適用日

平成30年8月1日より適用

新規収載項目

● BRAF遺伝子検査

・・・未受託

※ 詳細につきましては、裏面をご参照ください。



保健科学グループ

保健科学研究所	〒240-0005 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町106	TEL.045-333-1661
保健科学東日本	〒365-8585 埼玉県鴻巣市天神3-673	TEL.048-543-4000
保健科学西日本	〒612-8486 京都府京都市伏見区羽束師古川町328	TEL.075-933-6060
保健科学東京	〒160-0001 東京都新宿区片町3-3	TEL.03-3357-3611
保健科学新潟	〒950-0054 新潟県新潟市東区秋葉1-6-31	TEL.025-275-0161

● 新規収載項目

適用日:平成30年8月1日

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬 点数区分	備考
BRAF 遺伝子検査 [PCR-rSSO 法]	2100 点	尿・糞便等検査 (判断料:34 点)	「D004-2」 悪性腫瘍組 織検査 「1」悪性腫 瘍遺伝子検 査の「ハ」	<p>(1) 「1」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、PCR法、SSCP法、RFLP法等を用いて、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、以下の遺伝子検査について、患者1人につき1回に限り算定する。(ただし、肺癌におけるEGFR遺伝子検査については、再発や増悪により、2次的遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できる。また、<u>早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的としてBRAF遺伝子検査を実施した場合にあつては、K-ras遺伝子検査又はRAS遺伝子検査を併せて算定できないこととし、マイクロサテライト不安定性検査を実施した年月日を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u>)また、PCR-rSSO法を用いてBRAF遺伝子検査を実施した場合は、「ハ」の<u>K-ras遺伝子検査の所定点数を算定する。</u></p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 大腸癌におけるEGFR遺伝子検査、K-ras遺伝子検査、<u>RAS遺伝子検査又はBRAF遺伝子検査</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p>

※下線部が「保医発0731第3号」により改正された内容になります。